

## 村山市農業委員会総会会議録（第10回）

1. 期日 令和4年10月13日(木) 午前10時～

2. 場所 市役所 全員協議会室

3. 農業委員の出席者・欠席者名簿及び推進委員の出席者名簿

(1) 農業委員の出席者名簿（17名）

1番	門脇 忠教	10番	高谷 太
2番	松田 節子	11番	森 修一
3番	工藤 毅裕	12番	須藤 義和
4番	高橋 昭	13番	奥山 金弥
5番	石川 賢也	14番	下山 勝宏
6番	山内 正秀	15番	太田 一男
—	—	16番	佐藤 善洋
8番	川田 雅紀	17番	笹原 泉
9番	海老名 正度	18番	青柳 篤

(2) 農業委員の欠席者名簿（1名）

7番	石山 公己	—	—
—	—	—	—

(3) 農地利用最適化推進委員の出席者名簿（0名）

楯 岡	—	大 倉	—
西 郷	—	大久保	—
富 本	—	戸 沢	—
袖 崎	—	大高根	—

4. 会議日程及び会議に付した案件

議第42号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議第43号 村山市農用地利用集積計画について

5. 報 告

報第27号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報第28号 農地転用制限の例外の確認について

報第29号 非農地証明願について

報第30号 農地改良届出について

報第31号 運営委員会の報告について

①村山市遊休農地対策事業助成金交付規程の改正について

②農地転用の制限の例外に関する取扱要領の制定について

6. 会議案件説明のため出席した者の職氏名

事務局長 三澤 智之

農地農政係長 猪藤 潤

事業推進係長 大室 市郎

## 7. 会議の書記

農地農政係長 猪藤 潤

### 会 議

(1) 開会 午前10時00分

(2) 開会のあいさつ

議長(青柳 篤)

総会ご出席ありがとうございます。季節もいよいよ秋らしくなってきた、稲刈りも大分終わってきているようだ。農作業については、最後まで気を抜かずによろしくお願ひしたいと思ひます。

11月になると、8日に13市農業委員会会長会議、18日には県農業委員会大会が開催されるなど行事が増えてきた。いろいろと忙しくなるが、よろしくお願ひします。

それでは、第10回総会を始めます。

(3) 議事録署名委員の選出について

議長(青柳 篤)

議事録署名委員を議長より指名いたしたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

異議なしの声がございますので指名させていただきます。

2番 松田 節子 委員、3番 工藤 毅裕 委員

それでは、議事に入ります。

(4) 協議事項

議長(青柳 篤)

議第42号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

今月の農地法第3条の許可申請は47番、48番の2件で、所有権の移転が1件、賃貸借権の設定が1件となります。地目、面積は畑で合計7,912㎡になります。

議案を朗読し、詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(猪藤係長)

議案書及び農地法第3条第2項の調査書に基づき、申請番号47番、48番の案件について、申請土地に係る所有権の移転、賃貸借権の設定を詳細に説明した。また、法人に係る案件については、農地法第3条第3項の調査書に基づき条件などを説明した。なお、現地調査(10月3日)を行った結果、農地法第3条第2項調査書のとおり、許可要件を満たしている旨を説明した。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、原案のとおり可決決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第 42 号は、原案のとおり可決決定されました。

続きまして、議第 43 号「村山市農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

今月の集積計画は、申請番号 287 番から 299 番の 13 件で、申請内容は、所有権移転が 2 件、利用権設定の新規が 1 件、再設定が 10 件となります。地目ごとの内訳は、田が 59,720 m<sup>2</sup>、畑 1,101 m<sup>2</sup>の計 60,821 m<sup>2</sup>になります。

議案を朗読し、詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(大室係長)

議案書に基づき、287 番から 299 番までの所有権移転、利用権設定の新規・再設定について、農用地利用集積計画総括表・利用権設定各筆集計表を基に、計画の土地、申請人の状況、計画概要について詳細に説明した。また、今回の申請地は農業振興地域内にある農地であり、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしている旨を併せて説明した。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、原案のとおり可決決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第 43 号は、原案のとおり可決決定されました。

(5) 報告

議長(青柳 篤)

報告事項の報第 27 号から報第 31 号までについて、事務局の説明を求めた。

事務局(三澤事務局長)

報告事項、報第 27 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」、報第 28 号「農地転用制限の例外の確認について」、報第 29 号「非農地証明願について」、報第 30 号「農地改良届出について」、報第 31 号「運営委員会の報告について」、本文を朗読し説明した。

(説明内容)

農地法第 18 条第 6 項の合意解約は、申請番号 89 番から 99 番までの 11 件です。田が 5,248 m<sup>2</sup>、畑が 3,729 m<sup>2</sup>です。解約理由はすべて貸し人の都合によるものです。集積の助成金の返還、離農補償はありません。

農地転用制限の例外の確認については 7 番の 1 件で、畑 128 m<sup>2</sup>のうち 1.44 m<sup>2</sup>に無線中継施設の設置をするもので、農地法施行規則(第 29 条第 1 項第 1 号)の規定に該当するものです。なお、無線中継施設は、無線アンテナ用のコンクリート柱であります。

なお、10 月 3 日に現地調査を行い、周辺農地に影響がないこと等を確認しております。

非農地証明願については、22 番から 24 番の 3 件で、台帳地目で田 5,267 m<sup>2</sup>、畑 13,580 m<sup>2</sup>です。申請内容は、20 年前から原野化して農地性が失われたものや、ポンプ小屋として利用され農地性が失われたものであります。10 月 3 日の現地調査により、申請人の申し出のとおり、確認しております。

農地改良は、10 番の 1 件で、田が 504 m<sup>2</sup>です。申請の目的は、盛土により耕作条件を整備し、畑地として利用する内容です。

10 月 3 日に現地調査をした結果、隣接する農地には影響がないことを確認しています。

運営委員会の報告については、先月 13 日に行った運営委員会の内容の報告となります。

①村山市遊休農地対策事業助成金交付規程の改正については、依然として遊休農地が多いなかで、この解消を図るため、助成金の交付対象者を貸し借りした方に加え、「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項又は農地法第 3 条により所有権を取得した者」を入れて、制度の使い勝手を良くする内容であります。交付対象を拡げて遊休農地解消を加速したいと考えます。

②農地転用の制限の例外に関する取扱要領の制定については、平成 24 年 11 月に要領の制定を行っていますが、内容的に取り決め程度の簡単なものだったため、改めて文章などを整理して要領に仕立てこのたび上程したものです。申請自体は今までどおりの取り扱いで行いますので、農家の負担はありません。

以上、報第 27 号から報第 31 号まで、報告した。

議長(青柳 篤)

ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり

議長(青柳 篤)

異議なしの声がございますので、以上で報告事項を終わります。

(6) 閉会

以上をもちまして、議事の議案第 42 号から議案第 43 号までの 2 件、報告の報第 27 号から報第 31 号までの 5 件について、終了します。

終了 午前 10 時 35 分